

外郭団体基本情報

団体概要 (令和3年4月1日現在)

団体名	(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター	住所	久留米市六ツ門町3-11
設立日	平成6年7月1日	(電話番号)	(0942-39-7811)
ホームページ	http://kurume.knet-web.net/	作成担当所管部署	商工観光労働部 労政課
資本金・基本財産等	-	久留米市の出資(比率)	-
設立目的	福岡県南地域内の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。		
主な事業内容	福岡県南地域内の中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業、老後生活の安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業、財産形成に係る事業 など		
うち、 公益的 事業	自己啓発・余暇活動支援事業・健康維持増進事業		

財務状況

貸借対照表		金額(千円)			損益計算書		金額(千円)		
		R2年度	R1年度	H30年度			R2年度	R1年度	H30年度
		総資産	168,163	165,222			164,798	総収入	167,311
負債	12,223	14,523	14,250	(うち補助金・委託料)	7,825	4,017	6,610		
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	5,511	279	△ 420		
純資産	155,940	150,700	150,548	当期損益	5,240	151	△ 493		
(うち利益剰余金)	155,940	150,700	150,548						

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産: 正味財産合計

利益剰余金: 一般正味財産

※ 総収入: 売上高+営業外収入+特別利益

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入: 経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額

※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
1 (1)	63歳 1月	4,967千円
一般職員数	平均年齢	平均年収
1 (1)	45歳 2月	-

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR3.4.1現在で、平均年収はR2年度の実績

常勤役員数の()は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の()は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

第三セクターへの関与の状況

①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 補助金	7,825	4,017	6,610	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他()	0	0	0	
小計	7,825	4,017	6,610	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	7,825	4,017	6,610	
(参考)委託料・指定管理料	0	0	0	

②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	0	0	0	
合計	0	0	0	

関連指標

①財政状況に関する指標

指標	R2年度	R1年度	H30年度	備考
自己資本比率 純資産(正味財産)／総資産	92.7%	91.2%	91.4%	
借入金依存度 (借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	0.0%	

②団体の自立性に関する指標

指標	R2年度	R1年度	H30年度	備考
財政的依存度 市財政支出／経常収益＋経常外収益	4.7%	2.4%	3.9%	
運営費補助比率 市運営費補助金／経常収益	4.7%	2.4%	3.9%	
随意契約比率 市随意契約額／市委託料・指定管理料	0.0%	0.0%	0.0%	

特記事項

久留米市による 直近の監査結果	(R2財政援助団体監査) 事務・事業は財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部については是正または検討を要する事項が認められた。 指摘事項 1. 未収会費のうち回収見込みがないものについて、貸倒処理せず雑費として計上している。また、未収会費についての規程等が整備されていない。 2. 会計規程上、固定資産とすべき物品を、消耗品として費用計上しているものがある。 3. 契約書において、契約日が空欄のものや、契約日が契約期間開始後の日付になっているものがある。
その他特記事項	